

レセプトのIT化で、事務処理の更なる効率化を

レセプト電子データ提供のご案内

令和8年10月版

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

レセプト電子データ提供事業とは

本事業は、レセプト電算処理システムによる電子レセプト(CSV情報)をオンライン又は電子媒体により電子で受領することを選択した保険者(公費実施機関を含む。)であって、CSV情報以外の付加的なデータの提供を希望する保険者に対し、電子レセプトについては「画像データ」及び「テキストデータ」を、紙レセプトについては「テキストデータ」を提供する事業です。

これらのデータを活用し、保険者の資格確認、高額療養費の支給等保険者業務の迅速化及び効率化、紙レセプトを保管するためのスペースやコストの軽減、データを活用した保険者事業の展開など、円滑な保険事業運営に寄与することを目的としています。

CSV情報に付加して「画像データ」「テキストデータ」を提供

DX審査支払機構は、保険者がCSV情報による請求を選択した場合には、保険医療機関等から提出された電子レセプトに審査結果データを付加し、CSV情報を保険者の選択する方法(オンライン、DVD-R又はCD-R)により請求します。

この場合、CSV情報は、傷病名や医薬品などが数値に置き換えられたデータによって構成されていますので、保険者では、このCSV情報を日本語の傷病名や医薬品名に変換(翻訳)するためのシステムの開発が必要になります。

DX審査支払機構では、保険者の利便性等を考慮し、こうしたシステムがなくてもCSV情報を扱えるよう、希望する保険者に対して、CSV情報を紙レセプトと同じ形にイメージ化した「画像データ」と、被保険者資格、傷病名、請求点数等のデータを「テキストデータ」として提供します。

訪問看護電子レセプトに限った「画像＋テキスト」の提供

医科、歯科及び調剤の電子レセプトの「画像＋テキスト」については、個別の点数表のみの提供は実施していませんが、訪問看護の電子レセプトについては、訪問看護レセプトのみの「画像＋テキスト」を令和6年6月診療分(8月提供分)から提供します。

- (1) 訪問看護のレセプトについては、レセプト電算処理再審査システムを構築していないことから、オンラインによる再審査を実施している保険者等であっても、訪問看護レセプトについては、再審査を電子レセプト(CSV)ではなく、紙レセプトにより申し出る必要があります。

(参考:令和6年1月12日付け厚生労働省保健局医療介護連携政策課長等通知「指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて」)

- (2) 電子レセプトの「画像＋テキスト」を提供していない保険者等が再審査を申し出る場合は、CSV情報から紙レセプトを作成することとなりますが、その仕組みを保持していない保険者等については、訪問看護レセプトの「画像＋テキスト」のみの提供を申し出ていただくことで、画像を印刷の上、再審査を申し出ることができます。

紙レセプトも「テキストデータ」を提供

保険医療機関等からの請求は、平成21年11月の請求省令改正により、主に電子レセプトでの請求となりましたが、若干の紙レセプトが残存している状況です。

平成28年3月診療(5月提供)分から保険医療機関等より提出された紙レセプトを画像化して保険者へ請求する方式に変更したことに伴い、紙レセプトの「画像データ」は、レセプト電子データ提供事業から廃止していますが、希望する保険者には、紙レセプトの「テキストデータ」を提供しています。

保険者は、電子レセプトと紙レセプトが混在する状況下において、両者を同一のデータとして一元的に処理することにより、紙レセプトから電子レセプトへの移行を円滑に行うことができます。

紙レセプトも「テキストデータ」を提供

保険医療機関等からの請求は、平成21年11月の請求省令改正により、主に電子レセプトでの請求となりましたが、若干の紙レセプトが残存している状況です。

平成28年3月診療(5月提供)分から保険医療機関等より提出された紙レセプトを画像化して保険者へ請求する方式に変更したことに伴い、紙レセプトの「画像データ」は、レセプト電子データ提供事業から廃止していますが、希望する保険者には、紙レセプトの「テキストデータ」を提供しています。

保険者は、電子レセプトと紙レセプトが混在する状況下において、両者を同一のデータとして一元的に処理することにより、紙レセプトから電子レセプトへの移行を円滑に行うことができます。

オンラインによるデータ提供

保険医療機関等がDX審査支払機構に提出するレセプトについては、出力紙レセプトによる返戻再請求分※や免除該当の保険医療機関等分を除き、原則として全てのレセプトが電子レセプトで提出されています。

また、DX審査支払機構から保険者に請求するレセプトについても、オンライン請求システムにより「CSV情報」に加え、「画像データ」及び「テキストデータ」を保険者に配信しています。

このことは、保険者におけるデータの活用と選択の幅がより一層広がることになり、保険者が事務処理のIT化を進めていく上で非常に有効で、将来にわたり活用できるものと考えています。

※オンライン請求医療機関・薬局については、令和4年9月30日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知(保連発0930第1号)「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について」により、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、令和5年3月原請求分からオンラインによるものとされました。

CSV情報（電子レセプトのみ）

レセプト電算処理システムにより保険医療機関等から当機構へ提出された電子レセプトは、厚生労働省が定めた規格・方式に基づきレセ電マスターコードで記録されています。この電子レセプトに、当機構における審査結果データを付加し、保険者へ請求します。

CSV情報の例

2,1,0,	MN,999999999,東京都江東区豊洲二丁目1番9号,999999999999999999,,	②
①		
1,2,0,	IR,1,13.1.99999999,,DX審査支払機構医院,202603,00,03-3591-7441	
1,3,0,	RE,001,1124,202602,機構 花子,2,20231224,,,,,27,,999,,,,,,キコウハナコ,	③
1,4,0,	HO,06139999,99,9999.1,271,,,,,	
1,5,0,	KO,80139999,99999999,,1,271,,,,,	
1,6,0,	SN,1,01,,,,99,,	
1,7,0,	SY,4779004,20260122,1,,,	
1,8,0,	SY,4660009,20260209,1,,,	
1,9,0,	SY,8832281,20260209,1,,01,	
1,10,0,	SI,12,2,112007410,,1,,,,,1,,,,,	
1,11,0,	SI,,2,112000970,,1,,,,,1,,,,,	
1,12,0,	SI,,2,112015770,,1,,,,,1,,,,,	
1,13,0,	SI,,2,11278970,,115,1,,,,,1,,,,,	
1,14,0,	SI,40,2,140019710,,1,,,,,1,,,,,	
1,15,0,	SI,,2,140061990,,76,1,,,,,1,,,,,	
1,16,0,	SI,80,2,120002910,,1,,,,,1,,,,,	
1,17,0,	SI,,2,120002470,,63,1,,,,,1,,,,,	
1,18,0,	SI,,2,120004270,,10,1,,,,,1,,,,,	
1,19,0,	SI,80,2,199000610,,7,1,,,,,1,,,,,	
6,20,0,	SN,1,02,06139999,99,9999,99,,	
6,21,0,	JD,1,,,,,9,,,,,	④
6,22,0,	JY,2,6,0,,20,0,	
6,23,0,	JY,1,6,0,,21,0,	
6,24,0,	ON,1,,202411081721,,1,,,,,C0010000010114613748080002400000200601103XXXX14531	
2,25,0,	ON,1,,202411081721,,1,02,,,,,C0010000010114613748080002400000200601103XXXX14531	
2,26,0,	ON,2,,,,,02,,,,,	
2,27,1,	EX,,,,,,1:202603:	⑤
2,28,1,	EX,,,,,,eF5NxLEwDAMA8GVXjRpCILh/ccKkipXnGj820Hj+x5incq074N6KPZqutCdKA+j/g0C	
2,29,0,	RC,Ver00001081a129d3c3262795a19d9fd9b29797a9a	
2,30,1,	RC,Ver00001ba1d5c7f7088e725f0c4370615c9e8bb5d692a7e	⑥

凡例

- ①：履歴管理情報
- ②：管理データ
- ③：請求データ
- ④：補正データ
- ⑤：審査運用データ
- ⑥：チェックデータ

■厚生労働大臣の定める規格及び方式

■レセプト電算処理マスターコードで記録

傷病名マスター/修飾語マスター/診療行為マスター/医薬品マスター/特定器材マスター/コメントマスター

画像データ及びテキストデータ提供項目

画像データ（電子レセプトのみ）

電子レセプト(CSV情報)を出力紙レセプトと同じ形にイメージ化した「画像データ」は、保険者においてCSV情報や出力紙レセプトと同様に取り扱うことができます。また、レセプトの内容点検、保存、開示請求等に活用でき、CSV情報を紙出力するためのシステム開発費と維持費や、紙レセプトの保管のためのスペースやコストを大幅に軽減できます。

カルテ番号等： 99999		受付番号： 0803-99,999,999		000000-27-0000		ページ番号： 000,001-000	
レセプト番号： 000,001		任給①： 任給②：		円／1点		証明書番号： 提出先： 1 社保 検索： 999999999	
診療報酬明細書 令和 8年 2月分 県番： 13 医コ： 9999999		1 医科		1 社保		2 2 併 4 六外	
公費① 80139999		公受① 99999999		保険者番号 06139999		給付割合	
公費②		公受②		記号・番号 99 9999		(枝番) 01	
氏名 サンプル 花子		特記事項 27区イ		保険医療機関 東京都江東区豊洲二丁目1番9号		診療開始日	
傷病名 ① アレルギー性鼻炎 ② 急性気管支炎 ③ 急性咽喉頭炎 (主)		診療開始日		① 令和8年1月22日 ② 令和8年2月9日 ③ 令和8年2月9日		診療日数 ① 1日 ② 1日 ③ 日	
⑪初診		回数 1回		点数 115		公費分点数① 115	
⑫再診		回数 1回		点数 115		公費分点数② 115	
⑬外来管理加算		回数 1回		点数 115		公費分点数③ 115	
⑭時間外		回数 1回		点数 40		公費分点数④ 40	
⑮休日		回数 1回		点数 40		公費分点数⑤ 40	
⑯深夜		回数 1回		点数 80		公費分点数⑥ 80	
⑰医学管理		回数 1回		点数 80		公費分点数⑦ 80	
⑱在宅		回数 1回		点数 80		公費分点数⑧ 80	
⑲①内服薬剤		回数 1回		点数 80		公費分点数⑨ 80	
⑲②内服調剤		回数 1回		点数 80		公費分点数⑩ 80	
⑲③外用薬剤		回数 1回		点数 80		公費分点数⑪ 80	
⑲④外用調剤		回数 1回		点数 80		公費分点数⑫ 80	
⑲⑤処方		回数 1回		点数 80		公費分点数⑬ 80	
⑲⑥麻薬		回数 1回		点数 80		公費分点数⑭ 80	
⑲⑦調剤		回数 1回		点数 80		公費分点数⑮ 80	
⑳①皮下筋肉内		回数 1回		点数 80		公費分点数⑯ 80	
⑳②静脈内		回数 1回		点数 80		公費分点数⑰ 80	
⑳③その他		回数 1回		点数 80		公費分点数⑱ 80	
㉑処置		回数 1回		点数 76		公費分点数㉑ 76	
㉒手術		回数 1回		点数 76		公費分点数㉒ 76	
㉓麻酔		回数 1回		点数 76		公費分点数㉓ 76	
㉔検査・病理		回数 1回		点数 76		公費分点数㉔ 76	
㉕画像診断		回数 1回		点数 76		公費分点数㉕ 76	
㉖その他		回数 3回		点数 80		公費分点数㉖ 80	
請求		回数 3回		点数 80		公費分点数㉗ 80	
決定		回数 3回		点数 80		公費分点数㉘ 80	
一部負担金額		回数 3回		点数 80		公費分点数㉙ 80	
療養の給付		回数 3回		点数 80		公費分点数㉚ 80	
①		回数 3回		点数 80		公費分点数㉛ 80	
②		回数 3回		点数 80		公費分点数㉜ 80	

画像データのイメージ

テキストデータ（電子レセプト、紙レセプト共通）

「テキストデータ」は、保険者業務に有用な被保険者資格、傷病名、請求点数等の情報を、直接判読可能な文字データに置き換えたものです。保険者にとって非常に扱いやすく、資格確認、高額療養費の支給業務等をシステム化することで、事務処理の効率化を図ることができます。

事例：医科入院

番号	提 供 項 目	番号	提 供 項 目
1	レセプト管理番号	31	診療開始日 ※ 4
2	診療年月	32	転帰 ※ 4
3	都道府県番号	33	請求点数
4	点数表	34	決定点数
5	医療機関コード	35	負担金額
6	保険種別 1	36	食事療養・生活療養回数
7	保険種別 2	37	食事療養・生活療養請求金額
8	区分コード	38	食事療養・生活療養決定金額
9	保険者番号	39	標準負担額
10	被保険者証・被保険者手帳等の記号	40	公費①請求点数
11	被保険者証・被保険者手帳等の番号	41	公費①決定点数
12	給付割合（％） ※ 1	42	公費①負担金額
13	公費負担者番号①	43	公費②請求点数
14	公費受給者番号①	44	公費②決定点数
15	公費負担者番号②	45	公費②負担金額
16	公費受給者番号②	46	公費①食事療養・生活療養回数
17	氏名 ※ 1	47	公費②食事療養・生活療養回数
18	性別	48	公費①食事療養・生活療養請求金額
19	生年月日	49	公費①食事療養・生活療養決定金額
20	職務上の事由 ※ 1	50	公費①標準負担額
21	特記事項	51	公費②食事療養・生活療養請求金額
22	保険医療機関の所在地及び名称 ※ 2	52	公費②食事療養・生活療養決定金額
23	診療実日数	53	公費②標準負担額
24	公費①診療実日数	54	高額療養費金額
25	公費②診療実日数	55	請求確定（再審査調整）金額（療養の給付）
26	傷病名コード ※ 4	56	公費負担額（療養の給付）
27	修飾語コード ※ 3 ※ 4	57	患者窓口負担額（療養の給付）
28	傷病名コード（119分類） ※ 4	58	請求確定（再審査調整）金額（食事療養・生活療養）
29	傷病名 ※ 4	59	公費負担額（食事療養・生活療養）
30	主傷病コード ※ 4	60	患者窓口負担額（食事療養・生活療養）

※ 1 電子レセプトのみ提供する項目

※ 3 紙レセプトは「疑い」コードのみ提供

※ 2 紙レセプトは「名称」のみ提供

※ 4 紙レセプトは、オプション項目（最大3病名までの情報を提供）

データ提供するレセプトの種類及び提供時期等

①対象レセプト

保険医療機関等から提出された次のレセプトを対象とします。

医 科
レセプト
(DPCを含む)

歯 科
レセプト

調 剤
レセプト

訪問看護
レセプト

②レセプトの種類

1. 電子レセプト

保険医療機関等からレセプト電算処理システムにより提出されたレセプト

2. 紙レセプト

- (1) 保険医療機関等から手書き等で提出されたレセプト
- (2) 電子レセプトのうち、DX審査支払機構から保険医療機関等へ出力紙レセプトとして返戻され、当該出力紙レセプトが再提出されたもの

③毎月のデータ提供時期

1. オンラインの場合（配信期間）

診療翌々月の8日、9日及び10日の3日間、各日8時から21時（配信初日は24時まで）に配信します。ただし、配信期間に休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等）が含まれる場合は、繰り上げた平日とします。

2. 電子媒体の場合（送付日）

診療翌々月の10日までに送付します。ただし、10日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等）の場合は、繰り上げた平日とします。

3. 電子レセプトの写入り紙レセプト（オプション）

診療翌々月の13日までに送付します。ただし、13日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等）の場合は、繰り下げた平日とします。

④提供形態

オンライン又は電子媒体（CD-R、DVD-Rのいずれか）のうち、保険者の希望する提供形態で提供します。

⑤申込時期

1. 締切日

随時受付をいたしますが、毎月の締切日は20日とします。

2. 提供開始時期

締切日（20日）の翌々月から提供を開始します。
（例：3月20日までのお申し込みの場合、5月10日から提供開始となります。）

データ提供料(1件当たり消費税込み)

CSV情報による請求を選択した保険者は、以下の「Aのみ」、「A+B」、「Bのみ」のいずれかのパターンで、データ提供を希望することができます。

A 電子レセプトのデータ

画像+テキスト	写入り紙レセプト
※1 ※2 1. 50円	※3 6. 50円

※1 画像とテキストは、セットで提供します。

※2 テキストには「被保険者資格」、「点数」、「傷病名（医科のみ）」が含まれます。

※3 写入り紙レセプトは、「画像+テキスト」を選択した場合にオプションとして有償で提供します。

B 紙レセプトのデータ

テキスト	傷病情報
※1 5. 20円	※2 3. 50円

※1 テキストには、「被保険者資格」、「点数」が含まれます。

※2 傷病情報は、医科レセプトについて、傷病名欄に記載の病名のうち主病を優先して3病名まで、診療開始日及び転帰を含め提供します。

■ 媒体オプション(媒体1枚当たり消費税込み) 写媒体／500円

原本から作成したものであることを明示した「画像データ」と「テキストデータ」を記録した提供媒体です。ただし、「CSV情報」は記録しておりません。

お問い合わせ先のご案内

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

名称	所在地	電話番号
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（本部）	〒135-0061 東京都江東区豊洲2-1-9	(03)3591-7441（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構北海道審査委員会事務局	〒060-8551 札幌市中央区北7条西14-28-22	(011)241-8191（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構青森審査委員会事務局	〒030-8502 青森市堤町1-5-1	(017)734-7126（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構岩手審査委員会事務局	〒020-0883 盛岡市志家町10-35	(019)623-5436（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構宮城審査委員会事務局	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27	(022)295-7671（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構秋田審査委員会事務局	〒010-8566 秋田市中通7-2-17	(018)836-6501（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構山形審査委員会事務局	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1	(023)622-4235（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構福島審査委員会事務局	〒960-8555 福島市三河南町11-5	(024)531-3115（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構茨城審査委員会事務局	〒310-8508 水戸市末広町1-1-8	(029)225-5522（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構栃木審査委員会事務局	〒320-8577 宇都宮市塙田1-3-14	(028)622-7177（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構群馬審査委員会事務局	〒371-8502 前橋市問屋町1-2-4	(027)252-1231（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構埼玉審査委員会事務局	〒330-9511 さいたま市浦和区領家3-18-1	(048)882-6631（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構千葉審査委員会事務局	〒260-8521 千葉市中央区問屋町2-1	(043)241-9151（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構東京審査委員会事務局	〒171-8541 豊島区南池袋2-28-10	(03)3987-6181（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構神奈川審査委員会事務局	〒231-8534 横浜市中区山下町34	(045)661-1021（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構新潟審査委員会事務局	〒950-8567 新潟市中央区新光町11-2	(025)285-3101（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構富山審査委員会事務局	〒939-8214 富山市黒崎21	(076)425-5561（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構石川審査委員会事務局	〒920-8517 金沢市元菊町16-15	(076)231-2299（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構福井審査委員会事務局	〒918-8518 福井市花堂東1-26-30	(0776)34-7000（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構山梨審査委員会事務局	〒400-8503 甲府市湯田2-12-22	(055)226-5711（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構長野審査委員会事務局	〒380-8535 長野市大字鶴賀1457-44	(026)232-8001（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構岐阜審査委員会事務局	〒500-8740 岐阜市五坪1-1-1	(058)246-7121（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構静岡審査委員会事務局	〒422-8511 静岡市駿河区国吉田1-2-20	(054)265-3000（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構愛知審査委員会事務局	〒462-8523 名古屋市中区大曽根4-8-57	(052)981-2323（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構三重審査委員会事務局	〒514-8528 津市桜橋3-446-68	(059)228-9195（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構滋賀審査委員会事務局	〒520-0801 大津市におの浜2-2-8	(077)523-2561（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構京都審査委員会事務局	〒615-0054 京都市右京区西院月双町36	(075)312-2400（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構大阪審査委員会事務局	〒530-8327 大阪市北区鶴野町2-12	(06)6375-2321（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構兵庫審査委員会事務局	〒650-8528 神戸市中央区港島中町4-4-4	(078)302-5000（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構奈良審査委員会事務局	〒630-8529 奈良市佐保台西町114-1	(0742)71-9880（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局	〒640-8530 和歌山市吹上2-5-14	(073)427-3711（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構鳥取審査委員会事務局	〒680-8531 鳥取市扇町117	(0857)22-5165（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構島根審査委員会事務局	〒690-8533 松江市北田町33-1	(0852)21-4178（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構岡山審査委員会事務局	〒700-8533 岡山市北区新屋敷町2-1-16	(086)245-4411（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構広島審査委員会事務局	〒733-8534 広島市西区中広町1-17-30	(082)294-6761（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構山口審査委員会事務局	〒753-8522 山口市葵1-3-38	(083)922-5222（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構徳島審査委員会事務局	〒770-0866 徳島市末広2-1-25	(088)622-4187（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構香川審査委員会事務局	〒760-8537 高松市朝日町2-17-3	(087)851-4411（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構愛媛審査委員会事務局	〒791-8021 松山市六軒家町2-13	(089)923-3800（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構高知審査委員会事務局	〒780-8502 高知市神田593	(088)832-3001（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構福岡審査委員会事務局	〒812-8532 福岡市博多区美野島1-1-8	(092)473-6611（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構佐賀審査委員会事務局	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-10-1	(0952)31-5510（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構長崎審査委員会事務局	〒852-8585 長崎市光町3-15	(095)862-7272（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構熊本審査委員会事務局	〒860-8533 熊本市中央区本荘町667-1	(096)364-0105（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構大分審査委員会事務局	〒870-8544 大分市新川町2-5-17	(097)532-8226（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構宮崎審査委員会事務局	〒880-0813 宮崎市丸島町2-38	(0985)24-3101（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構鹿児島審査委員会事務局	〒890-8552 鹿児島市宇宿1-52-12	(099)255-0121（代）
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構沖縄審査委員会事務局	〒902-8585 那覇市上間290-1	(098)836-0131（代）

詳しくは、最寄りのDX審査支払機構審査委員会事務局または本部までお問い合わせください。

■ DX審査支払機構本部担当課 03-3591-7441（代）システム部請求支払システム課

■ DX審査支払機構本部ホームページ <https://www.hdpx.or.jp/>